

広陵交通公園跡地の利活用に関する公募貸付事業に係るプロポーザルの公告

広陵交通公園跡地の利活用に関する公募貸付事業について、プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和5年1月20日

広陵町長 山村吉由



1 業務の概要

(1) 業務の名称

広陵交通公園跡地の利活用に関する公募貸付事業（以下「本事業」という。）

(2) 業務の内容

別紙「広陵交通公園跡地の利活用に関する公募貸付事業仕様書」のとおり

(3) 貸付期間

契約締結日から令和5年12月31日（日）まで

(4) 貸付料

最低貸付料を月額50,000円として、事業者から提案いただいた金額とします。

2 貸付予定者の選定

本事業の貸付予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行います。

合格基準点は60点以上とし、提案事業者が1者の場合であっても、審査の結果、合格基準点(60点以上)に達していれば委託予定者とします。

3 事務手続及び事業スケジュール

(1) 公告日

令和5年1月20日（水）

(2) 参加表明書及び資格確認書類の提出

公告日から令和5年2月3日（金）午後5時まで

(3) 質問の受付

公告日から令和5年2月3日（金）午後5時まで

(4) 質問の回答

令和5年2月7日（火）午後5時

(5) 企画提案書提出期限

令和5年2月14日（火）午後5時

(6) 提案内容の審査日

令和5年2月16日（木）

(7) 選定審査結果通知

令和5年2月下旬を予定

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集の公告日において本町から指名停止処分を受けていない者又は募集の公告日以降に本町から指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 参加表明書提出期限日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 法人税、法人住民税、消費税等及び町税(以下「町税等」という。)を滞納している者でないこと。

5 その他

詳細は、「広陵交通公園跡地の利活用に関する公募貸付事業プロポーザル募集要領」及び「広陵交通公園跡地の利活用に関する公募貸付事業仕様書」等参照